

令和4年第8回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 午後1時30分から午後1時45分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (11人)
 - 11番 水谷 茂樹 (会 長) 7番 善岡 浩樹 (会長代理)
 - 1番 松田 力 2番 中村 広治 3番 北清 裕邦
 - 4番 植松 春雄 5番 澤田 正人 6番 藤崎 正雄
 - 8番 川瀬 崇 9番 川島 史伸 10番 高田 秋光
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事日程
 - 第 1 会議録署名委員の選出 善岡 浩樹 高田 秋光
 - 第 2 会議書記の指名 川本局長、滝上推進員、手嶋主事
 - 第 3 農政報告 参 与 續木課長
 - 第 4 会務報告 事務局 川本局長
 - 第 5 議事参与の制限 なし
 - 第 6 報告第19号 農業者年金 (旧制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
 - 第 7 報告第20号 農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
 - 第 8 報告第21号 農業者年金 (新制度・特例付加年金) 裁定請求の進達について
 - 第 9 報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
 - 第10 議案第22号 現況証明書の交付について
6. 農業委員会事務局職員
川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事
7. 参与
續木敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和4年第8回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全11名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (水谷)	<p>夏が過ぎ、収穫の秋目前ですが、今年のこととも予想つかないのに来年のなおさらわからないが、早取り肥料の注文をしたが、ほのかで700万円程増える。外の資材も値上がりしているのもっと額が膨れ上がる。大高騰で不安どころではない。皆で知恵を絞り、策を考えたいと思います。今年はや作基調なので、出来秋は期待して、その後は来年に向けて皆で相談していきたいと思います。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和4年 第8回農業委員会総会を開会致します。</p>
議 長	<p>日程第1 署名委員の選出について 善岡代理・高田委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与 (續木)	<p>8月の農政報告ですが、8月21日に無事30日間のひまわりまつりが終了致しました。大きな事故もなく、現在集計中ですが観光バスの入込が減ったものの、20万人を超える人数でありました。期間中、収容超過により交通渋滞等で関係各所にご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。次に資料で1点目、農地水活動組織の研修にて愛別町に行きましたもので、先進的な取組を行っている稲WCSについての研修で、水活の見直しで取り組む一環としての研修であります。2点目は8月15日現在の農作物の生育状況であります。例年よりプラス要件で進んでおり、出来秋を期待するものであります。それぞれ参考までに後ほどご覧下さい。</p> <p>以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。
【4ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限はありません。

それではこれより、報告4件、議案1件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第19号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について、関連がありますので、日程第7 報告第20号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について、日程第8 報告第21号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について、一括で説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。
報告第19号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有する者とされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係わる旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和4年8月25日提出

6ページをご覧下さい。

老齢年金番号 78

氏 名

生年月日 昭和32年8月2日

進達日 令和4年8月2日

年金加入期間 昭和61年3月6日～平成14年1月1日

老齢年金番号 79

氏 名

生年月日 昭和32年8月3日

進達日 令和4年8月3日

年金加入期間 昭和54年3月10日～平成14年1月1日

お二人とも満65歳到達による裁定請求です。

7ページをお開き下さい。

報告第20号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係る農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和4年8月25日提出

次のページをご覧ください。

老齢年金番号 143

氏名

生年月日 昭和32年8月2日

進達日 令和4年8月2日

年金加入期間 平成14年1月1日～平成29年8月1日

老齢年金番号 144

氏名

生年月日 昭和32年8月3日

進達日 令和4年8月3日

年金加入期間 平成14年1月1日～平成29年8月2日

お二人とも満65歳到達による裁定請求です。

9ページをお開き下さい。

報告第21号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、別紙の者に係る特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和4年8月25日提出

10ページをご覧ください。

番号 45

経営継承者

年金加入期間 平成14年1月1日～平成29年8月2日

基準日経営面積 349,859㎡

自留地 0㎡

後継者移譲で子の さんに継承しています。

以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

日程第9 報告第22号 農地法第3条第1項の規定による相続の届出について説明願います。

事務局長

11ページをお開き下さい。

報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

農地法第3条の3第1項の規定による相続により権利を取得した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和4年8月25日提出

次のページをご覧ください。

受理番号 4-5 相続

権利取得者

権利移譲者

さんが令和4年4月28日に亡くなられ、相続をしました。

土地の所在は岩村2番地3外2筆です。

田が1筆、雑種地が2筆で 合計面積 1,981㎡です。

土地は資料1～2ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

次に日程第10 議案第22号 現況証明書の交付について事務局より説明願います。

事務局長

13ページをご覧ください。

議案第22号 現況証明書の交付について

現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。

令和4年8月25日提出

14ページをご覧ください。

届出人

土地の所在は、和67番地4 外1筆 です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料3ページに位置図としての航空写真と現況写真を添付しております。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

日程第10 議案第22号 現況証明書の交付については承認と致します。

以上で第8回農業委員会総会を終了致します。